

2008 年度 JAMS 会員総会議事録

事務局

2008 年 12 月 6 日(土)、獨協大学天野貞祐記念館 206 教室において 2008 年度日本マレーシア研究会 (JAMS) の会員総会が行われた。

【議長選出】

西芳実会員が議長に選出された。

【報告事項】

(今年度の活動報告／来年度の活動計画)

事務局

1. 会計

会計担当の坪井委員より、配布資料をもとに 2008 年度の会計執行状況と執行見通しが示された。また、2009 年度の予算が示された。

2. 会員情報

会員情報担当の篠崎委員より、会員情報に関して以下の報告がなされた。

(1) 会員数

2008 年 12 月 1 日の時点で、会員数は 188 名、会員メーリングリストの登録者数は 120 名。今年度の入会者数は 5 名、退会者数は 1 名。

(2) 権利の停止および除籍

権利の停止の対象者(2006 年度以降の会費滞納者)は 19 名、除籍の対象者(2005 年度以降の会費滞納者)は 12 名。

除籍対象者は昨年度にすでに権利の停止の対象者となっていたが、前期運営委員が権利の停止等の措置を行っていないことから、

2008 年研究大会・総会の案内は送付した。あわせて会費滞納分の納入の督促を行った。2009 年 3 月末までに権利の停止対象者及び除籍対象者より会費の納入がない場合、権利の停止及び除籍の措置をとる。

(3) 名簿

次号会報送付時に発行・送付する予定。新入会員及び会員情報変更については 11 月 17 日付で送付した。

(4) 会員 ML のドメイン移行

現行の会員 ML jams@ml-c2.infoseek.co.jp は、ウイルス対策等のため添付ファイルの送付ができない設定となっている。ウェブサイトにも使っている jams92.sakura.ne.jp ドメインの ML は添付ファイルのウイルスチェック機能があるため、必要事項を確認した上で、来年度に会員 ML のドメインを「jams92.sakura.ne.jp」に移行する。

広報局

1. ウェブサイト

ウェブサイト管理担当の新井委員より、ウェブサイト管理に関して以下の報告がなされた。

(1) ウェブサイトのリニューアル

2008 年 4 月に JAMS ウェブサイトをリニューアルした。各地区活動、関連研究会等のお知らせを適宜掲載している。リニューアル時から 2008 年 12 月 1 日までのアクセス数はのべ 5969 回。

(2) 会報の掲載

会報『JAMS News』の 34～40 号 をウェブサイトに掲載した。各号目次と分類目次も段階的にアップデートした。

(3)「マレーシア世界の窓」の開設

マレーシアやその近隣地域を理解し、さらにそれを通じて世界を理解するために役立つ情報を JAMS から社会に発信することを目指して、ウェブサイトに「マレーシア世界の窓」コーナーを開設した。現在まで「マハティール前首相、UMNO を離党」「アンワール元首相を逮捕」などのニュースに関して会員からコメントが寄せられている。今後も「マレーシア世界の窓」への積極的な投稿を歓迎する。

(4)ディスカッション・ペーパーの掲載

JAMS ディスカッション・ペーパー No.1 をウェブサイトに掲載した。

2.会報

会報担当の山本委員より、会報に関して以下の報告がなされた。

(1)会報発行の遅れについて

会報は年間 3 号発行する予定だったが、前期運営委員会からの引き継ぎの遅れ等により今年度の会報発行が遅れている。会報発行の遅れをお詫びする。年度内に少なくとも 1 号を発行する。

(2)会報発行形態の見直しについて

会報等を通じた JAMS の発信については、①ウェブサイトを通じた発信の充実、②ディスカッション・ペーパーの刊行、③フィールド・ノートなど研究論文に相当する会報記事の投稿の増加などが見られる。この状況に対応し、JAMS 全体としての発信力を強化するため、

来年度は会報を含めた情報発信のあり方を検討する。

研究連携ウイング

1.研究大会

大会担当の金子委員より、2008 年度研究大会および会員総会が獨協大学において開催されたことが報告された。

2.各地区

(1)関東地区

関東地区担当の弘末委員より、以下の 1 回の研究会が行われ、年度内にさらに 1 回の研究会が予定されていることが報告された。

日時:2008 年 5 月 17 日(会場:立教大学)

報告:國谷徹(愛知大学非常勤講師)「19 世紀末の東南アジアにおけるメッカ巡礼とインド洋ネットワーク」

(2)関西地区

関西地区担当の山本委員より、共催を含めて以下の 3 回の研究会が開催されたことが報告された。

2008 年 5 月 3 日(会場:京都大学)

報告:西尾寛治(防衛大学校)「公共領域としての地域研究の可能性:東南アジア海域世界における福祉の展開を事例として」

2008 年 5 月 4、5 日(会場:京都大学)

公開フォーラム「民族の政治」は終わったのか?—2008 年マレーシア総選挙の現地報告と分析—」

2008 年 9 月 27 日、28 日(会場:総合地域環境学研究所)

公開フォーラム「マレーシア研究の回顧と展望
——『マレー農村の研究』を中心に」

3.連携研究会

(1)日本マレー世界研究会

日本マレー世界研究会(JA'AM)世話人の西尾委員より、同研究会の活動について以下の報告がなされた。

①研究会会場および日時

会場は東京大学駒場キャンパス 18 号館。時間帯は原則として金曜日の午後 6 時過ぎから。ただし具体的な日時は会員 ML で案内する。

②今年度開催した研究会

2008 年 6 月 20 日

報告者:鷺田任邦(東大大学院総合文化研究科国際社会科学専攻・博士課程)

タイトル:「長期政権と財政配分の政治学:マレーシア国民戦線体制の脆弱性と集票戦略」

(2)関西マレー世界研究会

関西マレー世界研究会世話人の山本委員より、2 回の研究会を開催したことが報告された。

①2008 年 5 月 4、5 日(会場:京都大学)

公開フォーラム「『民族の政治』は終わったのか?——2008 年マレーシア総選挙の現地報告と分析——」

②2008 年 10 月 27 日(会場:京都大学)

報告:鈴木絢女(政策研究大学院大学)「マレーシアにおける協議的政治制度の形成と実行:『半権威主義体制』論を超えて」

あわせて、本研究会は当面のあいだ活動を停止することが報告された。

(3)クアラルンプール地区研究会

クアラルンプール地区研究会世話人の辻会員より、同研究会に関する以下の報告がなされた。

(西尾委員長の代読による。)

2008 年 1 月以降、本総会までの期間にクアラルンプール地区研究会では 5 回の研究会を開催し、6 名が報告を行った。報告者、題目は以下の通りである。

3 月 9 日

報告:岡本義輝(宇都宮大学大学院国際学
研究科博士課程)「研究開発(R&D)の国際
移転論:マレーシアにおける日系 AV 企業
R&D移転の実証的研究」

5 月 10 日

報告:久志本裕子(東京外国語大学大学院)
「イスラームを学ぶということ:伝統的形態と
現代的形態」

8 月 9 日

報告:相原啓人(ロンドン大学東洋アフリカ研
究学院大学院博士課程)「アブドゥラ政権下
の UMNO にみるマレーシア政治経済の
「変わらないもの」と「変わるもの」

報告:浅井健太(マレーシア国民大学修士課
程)「ハントウアと源為朝——伝説から英雄
物語へ」

8 月 16 日

報告:舛谷鋭(立教大学観光学部)「マレーシ
アにおけるポストコロニアルツーリズムの現
在」

9 月 14 日

報告:戸加里康子(一橋大学大学院博士後期
課程)「ワヤン・クリ・シアムの現状」

会場には、国際協力基金クアラルンプールの
ご協力を賜り、移転準備中の 8 月 16 日を除き、
同基金の会議室を使用している。

2009 年度も同様な報告会を 6 回程度開催す
る方針である。2009 年度は、院生のみならず実
務家を講師に招くことや、関連性のあるテーマに
そって複数の発表者を立て、より活発な議論を
促すことなどを検討している。

目下の最大の課題として、発表者・運営者が
現在進行形でフィールドワークなどを行っている
ことなどから、開催が極めて不定期であることが
あげられる。参加者の便宜をはかるため、今後、
より定期的に研究会を開催することが 2009 年度
の大きな目標である。

社会連携ウイング

社会連携ウイング長の川端委員より、会員の
多様化に対応した研究活動の多様化のために
検討を行っており、JAMS セミナーとして実施す
るよう準備中であることが報告された。JAMS セミ
ナーについては後にご審議いただく。

運営委員長

西尾運営委員長より、JAMS の運営体制の検
討のために 2 つのワーキンググループ(WG)を
設置したことが報告された。

1 つは学会化検討 WG(座長:金子委員)で、
JAMS の学会化を検討する。中間答申の内容に
ついては後にご審議いただく。

もう 1 つは研究プロジェクト構想 WG(座長:山
本委員)で、研究会の共催やディスカッション・ペ
ーパーの刊行などを検討する。ディスカッション・
ペーパーの刊行については後にご審議いただ

く。

審議事項

1.2007 年度の決算報告

前期会計担当委員の菅原会員より 2007 年度
の会計報告がなされ、承認された。

2.来年度の研究大会・総会について

大会担当の金子委員より、来年度の研究大
会・総会は、11 月ごろの週末に行う予定であるこ
と、場所は 4 月以降に決まりたい会員 ML 等
を通じて案内することが提案され、承認された。

3.会則・細則・諸規程の変更について

総務担当の山本委員より、配布資料に基づい
て会則等の変更について以下の提案がなされ、
いずれも承認された。

現行の会則・細則・諸規程(以下、「規約」)は
2003年に制定・施行された。それから5年経ち、
JAMS の活動内容は当初より大きく変化してい
る。この間の変化に対応するため、規約に対し、
以下のように変更・挿入・削除する改正を行う。

(1)会則第 10 条の変更

【改正前】この会則の変更は、総会での出席者の
4 分の 3 以上の議決を経て、これを行う。

【改正後】この会則の変更は、総会での出席者の
3 分の 2 以上の議決を経て、これを行う。

【補足説明】会則の改廃を総会に出席した会員
の 4 分の 3 から 3 分の 2 に変更する。2003
年の会則制定時には、体制変更に伴う移行期
に運営体制を安定させるため、会則をあまり改

正しないことを想定して「4分の3」という規定にした。その後、JAMS の運営体制が整い、会の活動をますます発展させるため、必要であれば会則を変更して様々な状況に対応すべき段階に至ったとの判断により、会則の変更を現実的なものとするよう「3分の2」とする。

【審議】出席会員の4分の3以上の賛成により承認された。

(2)会則第6条 a の挿入

【改正前】(なし)

【改正後】第6条 a (監事)

- (1)この会に監事を1名おく。
- (2)監事は、会長による指名に基づき、会員の中から総会において選任する。
- (3)監事は会計の状況を監査し、総会に報告する。
- (4)監事の任期は2年とし、再任をさまたげない。
- (5)監事は、この会の委員を兼任することができない。

【補足説明】2003年の会則制定時には運営に関わる会員が限られていたことなどから、なるべく多くの運営委員を確保するために監事が運営委員に含まれていた。会の運営体制が安定したため、監事を運営委員から切り離す。

なお、今回挿入する条項を新たに第7条とし、現行の第7条以下の条番号を1つずつ繰り下げる方法もあるが、今回挿入する条項が会則第6条(運営委員)とともに本会の役員に関するものであってひとまとめのものであること、また、第7条以降の条番号を変えるとこれらの条項を参照している他の規定を修正しなけれ

ばならなくなることから、今回挿入する条項を第6条 a として第7条以降の条番号は変えないこととした。

【審議】出席会員の3分の2以上の賛成により承認された。

(3)細則第9条、第10条、第12条の変更

第9条

【改正前】会則第5条第2項に基づき選任された

会長の任期は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1日より、その翌々年度の3月31日までとする。

【改正後】会長の任期は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1日より、その翌々年度の3月31日までとする。

第10条

【改正前】会則第6条第2項に基づき選任された

運営委員の任期は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1日より、その翌々年度の3月31日までとする。

【改正後】運営委員の任期は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1日より、その翌々年度の3月31日までとする。

第12条

【改正前】会則第7条第2項に基づく臨時総会は、以下の各号のいずれかを満たす場合に会長が招集する。

【改正後】臨時総会は、以下の各号のいずれかを満たす場合に会長が招集する。

【補足説明】2003年の細則制定時には、会則・細則に基づいて選任された運営委員と、それ以前の制度による運営委員の両方が存在した。そのため、どの運営委員を指しているかを明

記する必要があった。現在ではどの運営委員を指しているかが十分に明確になったため、第 10 条の参照部分を削除する。第 9 条(会長)、第 12 条(総会)についても同様。

【審議】出席会員の過半数の賛成により承認された。

(4)細則第 11 条(1)の変更

【改正前】会則第 6 条第 5 項に基づく運営委員会は、事務局を構成する各運営委員(総務委員、会計委員、会計監査委員、会員情報委員、会報編集委員)および地区委員により構成される。

【改正後】運営委員会は、事務局等を構成する各委員および地区委員により構成される。

【補足説明】(2)の改正に対応して監事を運営委員から外す。また、会の活動の機動力を高めるため、委員の担当を運営委員で決められるようにする。事務局だけでなく広報局もあるので事務局等とする。

【審議】出席会員の過半数の賛成により承認された。

(5)会則附則の削除

【改正前】(1)この会則は 2003 年 12 月 13 日より施行する。

(2)この会則の施行の日から 2004 年 3 月 31 日までは、この会則の施行以前に選任された 2003 年度の会長および運営委員が引き続きその任につくこととする。

(3)この会則に基づく第1回の会長の選任にあたっては、2003 年度の運営委員が選挙管理委員を指名して同年度内に会長選挙を

実施し、その当選者(会長予定者)が 2004 年 4 月 1 日より総会において選任されるまで暫定的に会長の任につくこととする。

【改正後】(なし)

【補足説明】移行期に関する規定であり、(1)以外はずでに不要なので削除する。(1)については、会則の施行日を冒頭に記すこととして、附則は削除する。

【審議】出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により承認された。

(6)細則附則の削除

【改正前】(1)この細則は日本マレーシア研究会会則の施行の日から施行する。

(2)会則付則第 3 項に基づく会長の任期は、2004 年度の総会において選任されるまでの暫定的な期間も含め、2004 年 4 月 1 日より 2006 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

【改正後】(なし)

【補足説明】(2)は移行期に関する規定なので削除する。(1)は、これに対応する会則の附則が削除されるため、細則の冒頭に施行日を記し、附則は削除する。

【審議】出席会員の過半数の賛成により承認された。

(7)日本マレーシア研究会会長選挙規程第 4 条 2 の変更

【改正前】会長候補は1名以上の会員の推薦を受けた会員とする。

【改正後】会長候補は、3名以上の会員の連名による推薦を受けた会員とする。

【補足説明】会長選挙の推薦者を 1 名から 3 名 1

組に変更する。JAMS の会長選挙における推薦者は、自分が推薦した候補者が会長に選任された場合、自ら運営委員となって会の運営を担当するという慣習がある。この慣習の意図するところをより明確にするように、会長候補の推薦を複数会員による連名で行うこととする。3人にした理由は、JAMS の運営を担当するには最低3人の運営委員が必要であるとの判断による。

【審議】出席会員の過半数の賛成により承認された。

(8)日本マレーシア研究会会長選挙規程附則の削除

【改正前】この規定は日本マレーシア研究会会則の施行の日から施行する。

【改正後】(なし)

【補足説明】会則・細則の附則の扱いに揃えて、この規程の冒頭に施行日を記したうえで付則を削除する。

【審議】出席会員の過半数の賛成により承認された。

4.学会化について

学会化検討WG座長の金子委員より、配布資料をもとに以下のように学会化に関するWGの検討内容の報告と提案がなされ、この報告・提案に基づいて学会化の検討をさらに進めることが承認された。

(1)学会化の目的

①JAMS は、1992年の設立以来、規約に基づいて選出された会長のもと、運営委員会により規約に則って運営されてきた。この間、会員数

は約200名にまで増加し、その活動内容も、年に1回の研究大会・会員総会の定期的実施はもとより、関東・関西・クアラルンプールなどでの地区活動、年間3回の会報発行、ウェブサイトを通じた情報発信、ディスカッション・ペーパーの刊行といった範囲にまで拡大・多様化してきた。このような規模、構成、実績は、社会科学系の既存の学会と比べても、実質的に学会と呼ぶにふさわしい内容といえる。

②学術団体としての社会での認知や社会からの対応は、「研究会」であるか「学会」であるかによって大きな差がある。JAMS がその活動や意義に見合った発言力や影響力を確保するためには、JAMS を学会として社会的に認知させることが望ましいと考えられる。学会化による具体的な効果として、社会的な認知度の向上の他に、研究大会開催時の施設使用料の免除、会誌等への投稿論文の格付け(外部からの評価)の向上などが期待される。

③一般的に学会化に対する懸念として運営コストの増加が挙げられるが、上記①のようにすでに実質的には学会に相当する活動を行ってきたため、学会化に伴って新たに大幅な運営上の負担が加わるとは考えにくい。一定の負担増はありうるが、それは学会化によるメリットを得るための不可欠なコストといえる。

④現在、政府が進めている公益法人制度改革の中で既存の学術団体も大幅な組織的改革を迫られている。JAMS の学会化は必ずしも法人化を目指すものではないが、今後予想される同分野での制度的な改革(規制強化)に備えるためにも、学会化をステップとして組織としての社会的性格や公益性を明確に打ち出す

ことは意味がある。

(2)具体的な作業内容および変更点

①登録:法人化(法人格の取得)には大幅な組織的改変や膨大な手続きが必要となるため、少なくとも当面は法人化は考えない。一方、学会としての認知度を高めるために、日本学術会議をはじめとしたアンブレラ団体への学会としての登録やウェブサイトなどを活用した周知活動を行う。

②名称変更:現在の「日本マレーシア研究会」を継承する形で「日本マレーシア学会」(英語の名称と略称は変更なし)とする。

③学会誌の刊行:「学会」であるからには「学」があることが前提となり、その発表の媒体として学会誌を刊行するのが一般的であるが、学会誌を刊行した場合にはそれに伴う金銭的・労力的な負担増が避けられない。学会誌を刊行せずに学会化する選択肢も考えられるが、より積極的な選択肢として、現在の年間 3 回発行している会報の 1 回分を学術性の高い論文集へと衣替えさせる方法などが考えられる。その場合、そのような論文集を「学会誌」と位置付けるか、どのような名称にするか、などについて今後さらに検討する必要がある。

④会費の値上げ:上記③のような形で「学会誌」を刊行する場合には、会費の値上げを検討する必要がある。出版物としての体裁向上の他に、編集作業上のコスト負担をアルバイトや外注などによってまかなう必要からも、例えば、少なくとも現行の会費の 1.5 倍(一般会員の場合、年会費 2000 円を 3000 円へ)程度の値上げを想定する必要がある。この点に関しては学会誌の刊行と併せてさらに慎重な検討が必要にな

る。

(3)今後のスケジュール

2008 年

12 月:会員総会において学会化について説明し、会員に意見を求める。可能であれば、学会化を進めることについての承認を得る

2009 年

1 月～10 月:学会化 WG で細部を検討

11 月頃 会員総会の案内に学会化に関する提案を同封、会員総会欠席者の委任を求める

12 月頃 会員総会で学会化を審議。承認されたら必要な手続きの後に学会化

5.JAMSの活動方針について

(広報局/研究プロジェクト構想 WG:山本)

(1)ディスカッション・ペーパーの発行について

広報局の山本委員より、JAMS ディスカッション・ペーパーの刊行について以下のように提案がなされ、承認された。

JAMS では、研究活動の成果を公表するため、ディスカッション・ペーパーを刊行する。

JAMS ディスカッション・ペーパーの対象となるのは、以下の研究活動の成果とする。

(1)JAMS の研究大会(全体または一部)、地区例会活動

(2)JAMS 連携研究会の活動

(3)その他の JAMS が共催する研究会等

上記の研究活動の取りまとめ役となる会員は、広報局の協力のもと、刊行担当者としてディスカッション・ペーパーの刊行に責任を負う。

JAMS 会員の個人研究の成果については、

当面のあいだディスカッション・ペーパーの対象とはしない。

ディスカッション・ペーパーは原則として PDF ファイル等による電子媒体での刊行とし、JAMS ウェブサイトを通じたオンライン出版方式で刊行する。編集等にかかる経費が生じる場合は刊行担当者が負担する。

各号の刊行担当者の責任により、電子版と同内容の紙版のディスカッション・ペーパーを制作・刊行してもよい。ただし、紙版の編集、印刷、発送等にかかる費用は刊行担当者が負担するものとする。

(2)JAMS セミナーの開催について

社会連携ウイング長の川端委員より、以下のよう
に JAMS セミナーを開催することについて提案
がなされ、承認された。

JAMS には、さまざまな背景を有する研究者
が所属している。大学・大学院を経て教育・研究
期間に就職して研究活動を行ってきた会員だけ
でなく、民間企業勤務を経て研究者に転身した
会員、研究者としての経歴の間に官公庁や在外
公館に勤務した会員、実務の世界に身をおきつ
つ研究活動にも従事する会員、実務機関で学術
研究と密接な連携を必要とする会員などである。
また、実務以外の観点に目を転じれば、国内外
各地の大学で外国人留学生を含む学生への教
務に携わっている会員も少なくない。

したがって、JAMS には、①実務と研究との連
携、②専門分野の研究成果の社会への還元、
③国際教育などにおいて、個々の会員が独自に
工夫した豊富な知恵や経験が潜在的な財産とし
て存在していると言える。しかし、その知恵や経

験は、個人や限られた範囲で共有されているの
が現状である。JAMS 社会連携ウイングは、こ
うした知恵や経験の共有を公開セミナーで共有し
たり、議論を通じて理解を深め、新たなアイディ
アを生み出したりするなど、さまざまな立場からの
参加者の研究や実務の発展に寄与することを目
的として、JAMS セミナーを実施する。

具体的な開催形態・方法は以下の通り。

- (1)年間 2 回程度開催する。可能であれば今
年度中に 1 回開催することを目指す。
- (2)セミナーでは会員を中心に 2 名程度の話
題提供者を招き、必要に応じてコメント
ターを付ける。
- (3)セミナー参加者は JAMS 会員に限定せず、
公開形式とする。会員 ML やウェブサイトな
どにより広く告知する。
- (4)他の研究会等との共催により JAMS からの
支出がない場合には運営委員会の判断に
よって実施する。セミナー開催に当たり
JAMS から恒常的な支出が必要となる場合
には、改めて会員総会で承認を得る。

以上